

ナムランクォーターリー

Namrun Quarterly

発行所／弁護士法人苗村法律事務所 大阪市北区西天満2丁目6番8号 堂島ビルディング7階

制作協力／株式会社 陸風社 <http://www.rikufusha.co.jp/>

Index

台北地下鉄事情
…1

【事件ファイルより】
改正個人情報保護法の
ポイントと実務への影響
…2～3

【最近の判例から】
忘れられる権利
～最高裁判所第三小法廷
平成29年1月31日決定について
…3～4

【事務局から】
【セミナー開催のお知らせ】
…4

台北地下鉄事情

3月の半ばに仕事の打ち合わせに週末を引っ掛け、台北を旅してきました。

クライアントの会社の方に会議後の観光で訪れる場所、お土産を買うお店など事細かに教えていただき、その優しさ感激して、会社近くからより便利な繁華街にとホテルを変更しました。

そのホテルのホスピタリティにも大感激しつつ、ホテルの説明の最後に教えてもらったのが、ホテルキーがいわゆる“Suica”みたいになっていて、すでに1,800円分ぐらいがチャージされており、使った分だけ後で精算できるということでした。

仕事も終えて、いただいた観光場所リストと旅行書を片手に、外へ出ました。外国へ行くどうしてもタクシーに頼りがちになるのですが、今回はホテルが地下鉄の駅のすぐそばにあったこともあり、地下鉄でお寺に出かけてみました。ホテルキーを使ってピッと改札をくぐり、確か1つ線乗り換えたのですが、東京や大阪の地下鉄のように同じ駅でも相当歩くということもなく乗り換えられ、また駅も清潔で、ほとんどの駅でエスカレーターがついていて、とても快適でした。電車の混み具合もほどほどで疲れることもなく、目当てのお寺「行天宮」に到着。料金はICカードなので普通にチケット売り場で購入するより安く、18元（約60円）と日本の3分の1ぐらいの値段でした。その後は、旅行書には

載っていないものの、司法関係者の信仰を集めているという「台北文昌宮」へ。クライアントの会社の懸案がうまく解決できるよう祈願しました。台湾では、仏教や道教や、地元の宗教が合わさったような、「宮」が多くあるようです。その後、こちらでは有名な観音信仰の仏教寺院「龍山寺」（下の写真）に行きました（雨が降っていたので、写真では私はてるてる坊主です）。結局、その後の京劇鑑賞からレストラン、お土産のからすみゲットまでほとんど地下鉄で回り、2日間で700円くらいにしかありませんでした。

訪れたお寺でもらったお線香をどのように立て、お参りしたらよいのか分からずまごまごしていると、老若を問わず、地元の方が日本語で話しかけて教えてくださったり、台北での「おもてなし」にただただ、嬉しく、楽しく過ごしました。

お料理も数年前に訪れたときより、なんだかずっと美味しく感じました。活気あふれる台北の町、次回はもう少しディープなところも訪ねてみたいと思っています。



台湾總統府



苗村 博子 (なむら ひろこ)

改正個人情報保護法のポイントと実務への影響

1 はじめに

本年5月30日から、いよいよ改正個人情報保護法(以下「改正法」といいます)が全面施行されます。改正法には、従来5000件要件の撤廃のみならず、数多くの重要な改正点が含まれます。

改正法には、2つの重要なポイントがあります。1つは、大手通信教育事業者の大規模な漏えい事件等を背景として、個人情報の保護を大幅に強化していることです。もう1つは、ビッグデータ等の利活用へのニーズの高まりを受け、個人情報を加工して作成された匿名データ等の利活用の促進が図られています。

以下では、主な改正点をご紹介します。事業者に求められる改正法への対応について簡単に述べます。

2. 個人情報の保護の強化

(1) 個人情報に関する定義の新設

改正法では、個人情報の類型として、「個人識別符号」と「要配慮個人情報」が新たに定義されました(改正法2条2項、同条3項)。

個人識別符号は、遺伝子情報、指紋、住民票コード、旅券番号等、当該情報単体から特定の個人を識別し得る情報であり、個人識別符号を含む情報は常に改正法上の個人情報として取り扱われます。

要配慮個人情報は、人種、信条、病歴、犯罪歴等、その取り扱いに特に配慮を要する情報を含む個人情報をいいます。要配慮個人情報を取得し又は第三者へ提供するには、その都度本人の同意を得る必要があります。また、オプトアウトによる第三者提供は認められません(改正法17条2項、23条2項)。

これらの定義の新設により、各事業者には、保有する個人情報の性質に従って、

それぞれ適切な管理を行うことが求められます。

(2) トレーサビリティ確保の義務

前述の大手通信教育事業者の漏えい事件では、大量の個人情報が、本人の知らない間に、名簿業者を通じて社会に流通していたことが大きな問題となりました。

これを受け、改正法では、トレーサビリティ確保のために、個人データ(個人情報データベース等を構成する個人情報)の第三者提供にあたり、提供者、受領者双方へ、第三者提供にかかる一定事項の記録の作成・保存義務が定められました。

個人データを第三者へ提供した場合、提供者は、速やかに、提供年月日、当該第三者の氏名や住所等の記録を作成し、一定期間保存しなければなりません(改正法25条1項、同条2項)。また、第三者から個人データの提供を受けた場合も、受領者は、速やかに、当該第三者の氏名や住所等、個人データ取得の経緯を確認したうえで、それら事項と提供年月日の記録を作成して保存する必要があります(改正法26条1項、同条3項、同条4項)。

(3) オプトアウト規定の厳格化

前述の大手通信教育事業者の漏えい事件では、オプトアウトによる第三者提供の手续が形骸化し、自己の個人情報が名簿業者により第三者提供されていたことを多くの本人が認識していなかったことも問題視されました。

このため、改正法では、本人による関与を確保するために、オプトアウトによる第三者提供を行う個人情報取扱事業者は、従前のオプトアウトの要件に加えて、提供される個人データの項目や本人の求めの受付方法等のオプトアウトに関する一定事項を、個人情報保護委員会へ届け出ることが

義務付けられました(改正法23条2項)。

個人情報保護委員会は、本人が容易に知り得るよう、各事業者から届け出られた事項をウェブサイトで公表することとなります(同条4項)。

(4) データベース等提供罪の新設

改正法では、違法な個人情報の提供を未然に防止するため、データベース等提供罪が新設されました(改正法83条)。個人情報取扱事業者やその従業員等が、業務に関して取り扱った個人情報データベース等を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処されます。

今後、故意による個人情報の不正流出事件が生じた場合には、違反行為者にはデータベース等提供罪が適用され、刑事罰が科されるおそれが大いと考えます。

3. 個人情報を利用して作成されたデータの利活用

改正法で定義が新設された「匿名加工情報」とは、個人情報の一部の記述等を削除することで、特定の個人を識別できないよう加工された情報をいいます(改正法2条9項)。

匿名加工情報を取り扱う事業者は、本人の同意を得ることなく、匿名加工情報データベース等を第三者へ提供することができます。

もともと、匿名加工情報は、個人情報そのものよりも危険性が低いとはいえ、元の個人情報への復元等により本人の利益を害するおそれがないとはいえません。そのため、匿名加工情報を作成し又は第三者提供する事業者には、加工方法の漏えい防止のための安全管理、匿名加工情報に含まれる個人に関する情報の項目の公表義務

等、本人への配慮のための一定の義務が課されます（改正法 36 条各項、37 条）。

改正法により、匿名加工情報に該当する情報は本人の同意なく第三者提供できることが明確化され、個人情報を加工して作成されたビッグデータの利活用が促

進されることが期待されています。他方で、匿名加工情報を利用する事業者には、不十分な加工により本人が特定されてしまう事態等が生じないよう、改正法が定める義務を十分に理解し、遵守することが求められています。



田中 敦
(たなか あつし)

最近の判例から

忘れられる権利

～最高裁判所第三小法廷平成29年1月31日決定について

1. はじめに

いわゆる「忘れられる権利」に関する判断が下されるものとして注目されていた「投稿記事削除仮処分申立事件」に関して、平成 29 年 1 月 31 日、最高裁が決定をしました。

「忘れられる権利」は、特にインターネット上の情報の拡散防止の観点から、「個人が自己に関する情報の削除又は非表示を求める権利である」等と説明されています。「忘れられる権利」との用語は、平成 26 年 5 月 13 日欧州連合司法裁判所の判決によって注目を浴びるようになったものです。検索事業者最大手である本仮処分の相手方（ゲーグルインク。ここでは「Y」とします）も、当該判決を受け、EU 領域内のドメインに限定されるものの、検索結果からの削除要請を受け付けるという対応を行っています。

第一審であるさいたま地裁は、過去の犯罪について、その性質によるものの、ある程度の期間が経過した後は、社会から「忘れられる権利」があり、本仮処分申立人（ここでは「X」とします）はこれを有すると述べ、X の申立てを認めました。しかし、最高裁は「忘れられる権利」との表現を用いることを避け、検索結果の削除請求については「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益」に関する問題と捉えたうえ、判

示を行いました。

本稿では、事案の概要、最高裁決定の判断をご紹介します、今後の展望等について言及したいと思います。

2. 事案の概要

① X は、児童買春をしたとの被疑事実により、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」（改正前）違反の容疑で、平成 23 年 11 月に逮捕され、同年 12 月に罰金刑に処せられた。

② ①の本件事実が、X の逮捕当日に報道され、インターネット上のウェブサイトの電子掲示板に多数書き込まれた。

③ Y は、インターネット利用者に対して、ウェブサイトの検索結果である URL を当該利用者に提供することを業として行う「検索事業者」である。

④ インターネット利用者が、X の居住する県の名称と X の氏名を条件として検索すると、本件事実が記載されたウェブサイトの URL 等の情報が、インターネット利用者に提供される。

⑤ そのため、X が Y に対し、人格権ないし人格的利益に基づき、本件検索結果の削除を求める仮処分命令の申立てを行った。

3. 最高裁決定

最高裁は、「忘れられる権利」という表現を用いることなく、結論としては、X

の抗告を棄却しました。

(1) 個人のプライバシー上の利益と検索結果の提供行為の性質

まず、最高裁は、「個人のプライバシーに属する事実をみだりに公表されない利益は、法的保護の対象となるというべきである」と述べました。一方、検索事業者である Y の「検索結果の提供」行為の性質について、「情報の収集、整理及び提供はプログラムにより自動的に行われるものの、同プログラムは検索結果の提供に関する検索事業者の方針に沿った結果を得ることができるように作成されたものであるから、検索結果の提供は検索事業者自身による表現行為という側面を有する」し、「公衆が、インターネット上に情報を発信したり、インターネット上の膨大な量の情報の中から必要なものを入力したりすることを支援するものであり、現代社会においてインターネット上の情報流通の基盤として大きな役割を果たしている」としました。

(2) 検索結果提供行為の違法性を判断する枠組み

そして、「検索事業者による特定の検索結果の提供行為が違法とされ、その削除を余儀なくされるということは、…表現行為の制約であることはもとより、検索結果の提供を通じて果たされている上記役割に対する制約でもあるといえる」と

したうえで、検索結果の提供行為が違法とされるか否かについては、諸事情（当該事実の性質・内容、プライバシーに属する事実が伝達される範囲とその者が被る具体的被害の程度、その者の社会的地位や影響力、その記事の目的・意義、記事等が掲載されたときの社会的状況とその後の変化、記事等において当該事実を記載する必要性等）を踏まえた「当該事実を公表されない法的利益」と、「URL等情報を検索結果として提供する理由に関する諸事情」を比較衡量して判断した結果、「当該事実を公表されない法的利益が優越することが明らかな場合」には、「検索事業者に対し、当該 URL 等情報を検索結果から削除することを求めることができる」としました。

(3) 本事案における X の削除要請権

児童買春をしたとの被疑事実に基づき

逮捕されたという本件事実は、他人にみだりに知られたくない X のプライバシーに属する事実であるが、児童買春が児童に対する性的搾取及び性的虐待と位置付けられており、社会的に強い非難の対象とされ、罰則をもって禁止されていることに照らし、今なお公共の利害に関する事項であるといえ、検索結果は、X の居住する県の名称と X の氏名を条件とした場合の検索結果の一部であることなどからすると、本件事実が伝達される範囲はある程度限られたものであるといえる、として、抗告人が妻子と共に生活し、罰金刑に処せられた後は一定期間犯罪を犯すことなく民間企業で稼働していることが伺われることなどの事情を考慮しても、本件事実を公表されない法的利益が優越することが明らかであるとはいえない、としました。

4. まとめに代えて

本最高裁決定は、「忘れられる権利」と

の表現を採用してはいませんが、「忘れられる権利」という考え方が登場したのも、インターネットが広く普及し始めた頃からであり、これを巡る国際的な情勢も未だ流動的な現状において、現時点で判断を行うことなく、将来の判断に委ねたものと考えられるように思います。

今後、検索結果からの削除請求については、最高裁の定立した比較衡量論に従った判断が蓄積されていくと考えられます。最高裁は明示していないものの、一体どの程度の期間が経過すれば、個人のプライバシー情報が「公共の利害に関する事項」とはいえなくなるのか、という「時間の経過」という要素も、本決定後の裁判例においては重要視されていくのではないかと考えられます。

立川 献
(たちかわ けん)



Topic of the secretariat

事務局から

西天満の名所 ～老松通り～

苗村法律事務所がある西天満には、かつて大阪天満宮の表参道として栄え、夏には天神祭の陸渡御の行われる老松通りがあります。東西に横切る約 1km のこの通りには、古美術店や画廊などが軒を連ね、アンティーク好きの私にとってはたまらない場所です。

骨董ジャンボリー、京都大アンティークフェアなどディーラーが集結する大きなイベントで質のいい品をたくさん見て目利きの勉強をしたり、弘法市などの露店で掘り出し物を探すのも楽しいですが、老松通りの骨董屋は、店主のお話を伺ったり、骨董品の来歴についてご説明いただいたり、

コミュニケーションを取れるのが大阪らしくて楽しめる場所だと思います。

私は金継ぎを習っていた時期があるのですが、練習用の陶磁器を求めて、本来価値は高いけども欠けていることで値段が下がっているものはありませんかと、いろんなお店に飛び込んで聞いて回ったことがあります。

みなさん嫌な顔をまったくなさらず、「(金継ぎをするには) 若いのに感心やね～」と、奥にしまいいこんでいた箱から欠けた器を出してくださったり、金継ぎのお話が弾んだり、とても親切にいただきました。

そのように飛び込んだお店のひとつに、とても素敵な西洋食器を扱っているお店があり、そこでビビッとくるアンティークに出会ってしまいました。私には高く買えなかったので、訪問するたび素敵ですね、いいですねと、ためつすが

めつ眺める日々を送っておりました。しかし先日、縁あって(祖母が買ってくれました…)私の手元にやってきてくれました。

それがこの色被せリキュールセットです。日本酒を入れるなどして実用としても使えそうです。

老松通りは、大阪地方裁判所の北へ 1 本上がった通りです。西天満には、大江ビルヂングなどのレトロな建物や雑貨屋さんもたくさんあります。裁判所の帰りなど、ぜひ探索されてみてはいかがでしょうか。



平成29年6月6日(火)大阪・6月8日(木)東京
セミナー開催のお知らせ

「海外での贈賄防止」法の執行状況とその対策

UK の Bribery Act について大規模な摘発が行われ、日本の不正競争防止法だけでなく、米国の FCPA (海外汚職防止法) 等への対応がコンプライアンス上の重要課題となっています。今何をすべきか、また不正事実を知ったときにどうすべきか、具体的にお話し致します。

【講師】 弁護士 苗村 博子

【日時】 大阪 6月6日(火) 14時～16時 / 東京 6月8日(木) 14時～16時

【会場】 大阪会場 堂島ビルヂング 9階会議室

東京会場 TKP 東京駅前カンファレンスセンター 4階

詳しくはホームページのご案内をご覧ください <http://www.namura-law.jp/category/seminar/>

弁護士法人 苗村法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満 2 丁目 6 番 8 号
堂島ビルヂング 7 階

※ 地下鉄御堂筋線又は京阪淀屋橋駅
1 番出口を上がり、御堂筋を北へ徒歩 5 分

TEL : 06-4709-1170

FAX : 06-4709-0131

受付時間 / 9:00～18:00

<http://www.namura-law.jp>